

淀川水系流域委員会

住民と委員との意見交換会（大戸川ダム）

議事録

（確定版）

日 時：平成17年8月22日（月）14:30～16:25

場 所：コラボしが2 1 3階大会議室

[午後 2時30分 開会]

○庶務（みずほ情報総研 鈴木）

お待たせいたしました。定刻となりましたので、これより大戸川ダムについての住民と委員との意見交換会を開催させていただきます。私は流域委員会庶務を担当しておりますみずほ情報総研の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入る前に資料の確認及び発言に当たってのお願いをさせていただきたいと存じます。資料でございますが、緑色の「発言にあたってのお願い」、その次に本日の次第がございます。次に、意見発表者からいただいたご意見がございます。それから、その後、本日活用させていただきますアンケート票、桃色のものと白色の2種がございます。不足等ございましたら、庶務の方までお申しつけください。

それから、発言に当たってのお願いでございます。発言に当たりましては、緑色の「発言にあたってのお願い」をご一読くださいますようお願いいたします。会議終了後に議事録を作成いたしますので、ご発言の際には必ずマイクを通してお名前をいただいた上でご発言いただきますようお願いいたします。携帯電話をお持ちの場合は、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定をお願いいたします。

本日の意見交換会は1時間30分を予定しておりまして、16時終了の予定でございます。有意義な意見交換会となりますようご協力をお願いいたします。

それでは、意見交換会の開会に当たりまして、淀川水系流域委員会寺田武彦委員長よりごあいさつをいただきます。寺田委員長よろしくお願いいたします。

[挨拶]

○寺田委員長

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。本日は大変暑い中をこのようにたくさんの方にこの意見交換会のためにお集まりいただきましてありがとうございます。また、本日は、大戸川と天ヶ瀬ということで、1部と2部に分かれてのことでもありますけれども、この地域住民の方々の思い、考え方というものをご意見を発表していただくということで、大戸川につきましては4名の方にご発言をお願いいたしまして、あらかじめいろいろご準備をいただきましたことをこの場をお借りしましてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、皆様ご承知のとおり、淀川水系流域委員会というのは、平成13年2月に発足をいたしました。既に4年半が経過したわけです。なぜこんなに時間がかかるのか、なぜこのように時間をかけるのかというふうには不思議に思われる方もおられるかと思うんですね。そういうことで、この場を

■住民と委員との意見交換会（大戸川ダム）（2005/8/22）議事録

お借りしまして、この流域委員会の役割ということについて少しお時間をいただいて説明をさせていただきます。

河川の管理に関する基本的な法律というもの、いわゆる河川法というものが平成9年に大きく改正をされました。この改正のポイントは2つありまして、1つは、河川の管理、整備についての理念というものの転換であります。転換というのは、それまでの理念であった治水と利水というものに加えて環境の整備と保全というものがつけ加わったということであります。それから、2番目は、河川の整備に関する計画というものを策定する権限は河川管理者、旧建設省、現在は国土交通省にあるわけですが、これは改正前も改正後も全く変わっておりません。変わりましたのは、河川管理者が河川の整備計画をつくる段階において3つの手続を経なければいけないということで、手続が加わったという点がこの2番目の改正点でありました。

この3つの手続と申しますのは、ご承知かもしれませんが、1つは、河川管理者が河川整備計画の案をつくる段階において、学識経験者の意見を聞かなければならないということを規定したものであります。この学識経験者の意見を聞くというために組織されたのが流域委員会というものであります。これは、淀川の水系だけではなく、全国にたくさんのこの流域委員会というものがつくられているわけですね。

2番目の手続と申しますのは、この関係住民の方に一番関係の深い部分でありまして、関係住民の意見を反映させるために必要な処置を講じると、講じなければならぬということを河川管理者に対して求めた。これが2つ目の手続であります。

最後の3つ目は、整備計画の案の後に整備計画を確定させるわけですが、その整備計画を確定させる前の段階で、関係都道府県知事、または関係市町村長の意見を聞くということが3番目の手続として加わったわけであります。

このような手続が加わったといたしましても、それにしても4年半もなぜかかるのかということがまだ不思議に思われるかもしれませんので、この点をお話をしたいと思います。

これは、今申し上げました全国にたくさんできている流域委員会というものの中で、この淀川水系の流域委員会は非常に特異なものなんですね。つまり、近畿の整備局の方におかれましては、この河川法の改正の趣旨を最大限生かして、21世紀に通じるような川づくりをしたいというふうなことを考えられました。それに呼応してこの委員会もやはりこれまでにないような川づくりを目指そうということで、実は河川管理者の方と委員会とがお互いに知恵を出し合いながら、この整備計画のもとのもとところから意見交換を繰り返してしてきたわけですね。つまり、キャッチボールをやってきたわけです。で、その結果として大変長い時間かかっておるわけであります。

このような審議の仕方というものは、これまでの日本にはなかったものです。それだけに関係者の方にとってはなかなかないことで、なぜこんなに時間がかかるかというふうにどうしても思われがちでありますけども、しかしながら、今のような趣旨をぜひともこの地域住民の方々も十分にご理解をいただきたいというふうに思っております。

そういうふうな趣旨、手続につきましては、ご理解いただいたと思うんですけども、きょうの意見交換会は、流域委員会として関係の地域住民の方々と意見交換をさせてもらいたいということで企画をしたものであります。それでは、この時期になぜこの委員会が関係住民の皆さんから意見をお聞きすることにしたかという点の説明をしたいと思います。

皆さんご承知のとおり、淀川水系の中では5つのダム事業計画というのがございます。で、この点につきましては、これまでの4年近くの間、もちろん河川管理者の方も河川整備計画の中に事業中のダム計画をどのように位置づけをするかということはずっと調査検討をやってこられたわけです。したがって、この委員会としても、河川管理者の方のダム事業をどうするかということについての調査検討というものの結果はずっとお待ちをしておりました。それが去る7月1日に、河川管理者の方からこの淀川水系5ダムについての方針および調査検討結果というものを発表になったわけでありまして。

この委員会の方としましては、まさにこの関係地域に大変利害に影響する5つのダム事業につきましては、当然のことながら委員会として意見を述べていかななくてはならないという立場にあります。今回の方針の中身は、これまでの事業計画の内容をかなり大きく変えるということが内容になっております。それだけに、委員会としてこの方針、また調査検討結果の中身について意見を述べるに当たりましては、やはり関係する地域住民の皆さんがこの方針および調査検討結果というものをどのように受けとめておられるか、この方針および調査検討結果に対してどのようなお考えをお持ちかということについて、十分にお聞かせいただいて、そういうふうなご意見、お考えというものを頭に起きながら、この委員会の方の意見というものを出すための検討、審議というものをやっていきたいということで、今回この5ダム、地域ごとに関係地域住民の皆さんから直接に委員が意見をお聞きする場をつくらせていただいたということで、本日の意見交換会は、まさにこのような趣旨で設けたものでありますので、もちろんご意見の発表していただく住民の皆さんも、また傍聴をしていただいている皆さんも一緒に、委員会の委員の方と一緒に、いろいろと管理者がお考えになった、発表された方針および調査検討結果に対する意見交換というものをぜひ行っていただきたいと思っております。

本日の意見交換がぜひとも有益なものとなりますようお願いいたしまして、私のあいさつとさ

させていただきます。ありがとうございました。

○庶務（みずほ情報総研 鈴木）

寺田委員長ありがとうございました。

それでは、以後の進行につきまして、進行役の川崎委員、本多委員に担当していただきます。よろしく願いいたします。

[意見交換会の進め方の説明、意見発表者・代表委員の紹介]

○川崎委員

委員の川崎でございます。よろしく願いいたします。

○本多委員

委員の本多です。二人で進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○川崎委員

それでは、意見交換会の進め方の説明を先にしたいと思います。お手元の方に会次第がございますが、それに従って説明していきます。

この会は2時間半の非常に長時間の意見交換会ですので、皆様お疲れになるかと思いますが、活発な議論をお願いしたいと思います。

3番目の意見発表というところですが、初めにここにおられます4名の住民側からの代表の方々にご意見を発表していただきます。大変申しわけございませんが、会場の時間が限定されておまして、進行上お一人3分から5分以内の発表時間ということでお願いしたいと思います。それから、発表者の方々はダムの建設の推進派の方々2名、南部様と谷様。それから反対派のご意見を持つられる2名、片淵様と門馬様の半分半分のバランスで構成されております。

4番目の意見交換会は、前半と後半と2つに分けます。前半は発表されました内容につきまして代表委員との意見交換をこの壇上の前のパネル討論の形で行いまして、その後15分の休憩をとります。そして、後半は傍聴者の方々のご意見をお聞きしまして、また本日ご参加の一般委員の方々のご意見も含めて、全体で総合討論を行ないたいと思っております。

また、ご意見を広く集めさせていただきますために、傍聴者の方々にお願いがございます。本日お手元に配布しました資料の中に、ピンク色と白の紙、ご意見の記入用紙というのがございます。ピンク色の方の記入用紙は、総合討論の前に休憩をとりますが、そのときに外の廊下の回収箱にお入れくださいますようお願いいたします。当方でまとめさせていただいて、総合討論の開始時に異なったご意見を何通かご紹介したいと思います。これにつきましては、なるべく手短かに100字以内でご記入ください。もう1枚の白の用紙は、お帰りまでにご記入いただきまして、またこれも回収

箱にお入れください。今後の委員会活動に反映させていただきたいと思います。

それから、記入に当たりまして、この交換会の前提としまして、住民の方々と委員会との意見交換会ですので、直接管理者へ投げかけるような質問というのはできるだけ避けていただければ幸いです。

以上の進め方で16時に終了する予定でございます。よろしゅうございますでしょうか。

[意見発表]

○川崎委員

それでは、4番目の意見発表に移りたいと思います。

まず、こちらにおられる意見発表者の方々の紹介をさせていただきたいと思います。一番手前から片淵様でございます。谷様でございます。門馬様でございます。南部様でございます。

それでは、早速発表をお願いしたいと思います。初めに片淵様の方からよろしく願いいたします。

○意見発言者（片淵ふさ子）

エコライフ in 甲賀の片淵ふさ子でございます。甲賀市甲賀町から参りました。

エコライフというこのグループにつきましては、一番最初に問題にしておりましたのが、淀川水系の淀川の下流で採取されている水道水、兵庫県に当たると聞いておりますが、その下流の部分でかなりの発がん率が高いということから、私自身水環境についていろいろ問題視してまいりまして、過去には産業廃棄物処分場の反対運動も行ったこともございます。

この大戸川ダム計画見直しについての意見ですが、以前にも住民側の意見として発表させていただいたこともございます。そこに少し加筆したところもございますが、用意いたしましたものを言わせていただきます。

まず、このダムについてですが、私はつくることに反対いたしております。理由といたしまして、1番、水質を悪化させます。なぜかといいますと、ダムにとどめることは、水をとどめることは、かなり水の汚染を進めます。その水の汚染が下流に流れていき、そして水道水として採取されたときに、きれいにしきれない部分が窒素・リンなどですけれども、それが高度処理では4分の1になりますけれども、普通の浄化ですと2分の1にしかできない。その残ったものに塩素消毒することによって、環境ホルモン、ダイオキシンなどを発生させ、それが健康を悪化させるということで、水道水源になる水はきれいでなければならないという持論のもとです。

理由2、地元住民の意見からの計画でなかったため、反対者が多いです。これは、直接の住民というより、周りの住民ということなんですけれども、信楽町の方からいろいろ意見を聞いてきてい

■住民と委員との意見交換会（大戸川ダム）（2005/8/22）議事録

たわけですけれども、反対されることが多かったです。

理由3、昭和40年代からは氾濫が激減しています。さまざまな工事が行われ、そして私のとらえるところでは、氾濫は減っているのではないかと見ております。

理由4、ダムになる湖水面積分の植物が伐採され、炭酸同化作用が減り、地球温暖化が進みます。これは京都議定書に反しております。

理由5、日本の国には700兆円を超える赤字があります。工事代のためにこれ以上赤字を大きくしてはならないと考えます。

理由6、ダムの水位管理は難しく、昨年と一昨年前には、ダムにとどめていた水を大雨の際に下流に放出し、洪水を起こしています。治水の目的に沿いませんでした。利水と治水の目的を持つ多目的ダムの水位操作は人間わざでは難しいです。

理由7、ダムで遊べるようにすると地域の活性化ができると絵をかくようですが、黒四ダム以外は観光客を呼び込めていません。

なお、滋賀県知事、議会議員が最近ダムをつくるように要望しているようですが、アメリカですらダムを壊している現在、以上の理由を挙げ、つくることには反対します。

そしてダムの対案として提案いたしますのは、1番、河川敷の利用。河川敷は遊ぶための利用をやめ、そこを一時的な大雨になったときは、水を貯水する場にすればいいと考えます。

2番、緑のダムを創出する。杉、ヒノキだけでなく、ブナ、トチなどの保水力のある広葉樹木を山に植えていくことで対案として考えます。

以上をもちまして、この大戸川ダム計画見直しについて、私は反対という立場におきまして、見直しがよいと思っております。以上でございます。（拍手）

○川崎委員

どうもありがとうございました。それでは続きまして、谷様お願いいたします。

○意見発言者（谷 伊八）

ただいま紹介いただきました私は大津市大鳥居に住まいを持つ集団移転をしました住民を代表して一言述べさせていただきます。この大戸川ダムに伴う集団移転をすることに当たりまして、住民を代表しまして、現在の心情を一言述べさせていただきます。

まず第一に、突然のことだったんですが、平成17年7月1日付の新聞報道により、ダム中止というのを初めて知ったようなことで、それまで少しうわさ的に流域委員会が13年に設立され、検討されていることは聞いておりましたが、そのときはただ、ダム事業に伴う現在の状況変化に伴って状況を判断するという事しか聞いておらんかったんですが、中止ということを知ってびっくりし

たような次第でございます。

私たちはこうして集団移転しましたが、その経緯につきましては、国の計画されたダム建設事業に対しては、30年の猶予をかけていろいろ検討してまいりました。その中で、苦肉の策を講じて、住民の意思疎通を図りながら決定したわけなんです、その中で、我々は先祖伝来の山紫水明のきれいな土地の中で生活してきたんですが、このダム計画に伴って、国のためだということで、万やむを得ず決断し、多々の条件を残しながらやってまいりました。

そういう状況の中で、きょうまでの集団移転するまで、皆様方既にご承知のことと思いますが、少しその経緯を申し上げますと、昭和43年に建設省が、現国土交通省さんですが、工事の予備調査を開始されました。そして、建設省が実施計画調査をする中で説明も再三されましたが、住民の意思疎通を図ることができず、その中で昭和56年に対策委員会を設置したんですが、いろいろと話をしましたところ、理解することができず、対策委員会は解散し、なお自治会組織までも崩壊に達したような事態がございました。

そういうようなことで、引き続き県及び国は、事業促進についての協力要請を再三してまいりました。そこで、ようやく事業の趣旨を理解することができまして、昭和59年6月に再び対策委員会を持ち上げたわけなんです。そうした中で、それもいろいろと問題がありまして、ただ、生活再建だけでなく、それに伴ういろいろな多大の課題を残しながら決断したような状況です。

そして、ようやく昭和61年に今の基本協定に調印し、平成6年に大戸川事業に伴う、集団移転に伴ういろいろな条件をクリアしまして、移転をしましたような状況です。

そうした中で、先ほども多くの課題を残しながらと申しましたが、それにつきましては、今現在も大鳥居町旧集落地の跡には、住民の守り本尊がまだ現在も事業の行方、将来を見据えた中での現地で安置しております。そこらをあわせました中で、条件として、工事に合わせて、それも適切な対応で対応するという条件を持っておりました。そして、またいろいろその中の一部として、ダムに合わせまして、地元独自で平成10年から3年間かけて将来を見据えた調査をし、その方向づけを国・県に明示しております。そうした矢先の中でのことで、大変私の方としてはこの事業は促進していただきたいと。方法は変われども、基本的な方針はその方向に進んでいただきたいと、こういうような希望でございます。

こうした中で、今の流域委員会さんのダム中止・撤退については、次の理由を述べさせていただきます。集団移転した住民の心境を理解が得られない中でこういうような結論は、大変私らは理解できない。もう1つは、先ほど申しました集団移転の跡地に守り本尊がまだ鎮座しておると。そして、集団移転完了後も、現在はそのもろもろの条件が残っておりますから、生活は新しいところで

■住民と委員との意見交換会（大戸川ダム）（2005/8/22）議事録

しておりますが、仮住まいというような形で私は現在も思っております。

今現在私は聞くところによりますと、こうして今のダム事業の中止の状況を見る中で、関係のない県民及び皆さん方は、今のこの国政の状況の中でいろいろ経費の問題とかが問題になっておりますが、そうしたダム中止ということは、早く言えばむだな投資というお考えの方も大勢おられるようでございます。そこで私どもを何か冷やかな目で見られているような感じもしております。だから、そこらの解消も、私ども移転者は何とも言えない憂うつな気持ちでおります。

そして、もう1つ申し上げますと、事業の促進についてお願いしたいのは、先ほども申しましたように、私どものふるさと大鳥居町は山村ではありますが、1300年という長い歴史を持って、先祖が営々と築いてくれた山紫水明の土地に安らかに生活しておりました。その中で突然こういうダムの話がありました中で、30年かけてそういうような話に取り組んできたんですが、ようやくにして、幾多の課題を残しながらも議論して集団移転しました。

そうしたことで、その中で今の地域の文化を生かした中での、再生も含めての先祖に約束して集団移転した決意でございます。その中で、途中で、ただ、いろいろと問題を残す中で、ダム中止という今後の方針はどういう結論になるかわかりませんが、私どもは果たして先祖に対しての報いできませんので、ぜひとも先祖に対して約束したことができますことをお願いしまして、ダム事業の促進をよろしくお願いしたいと思います。以上です。（拍手）

○川崎委員

ありがとうございました。それでは、次に門馬様、よろしく願いいたします。

○意見発表者（門馬三郎）

門馬でございます。今、司会者の方から、賛成派・反対派と、おっしゃいましたが、格別私はどちら派でもございません。どちらかという、慎重派と言えるかもわかりません。しかし、今の時勢、流れから客観的に判断はできるとは思っております。

7月1日に近畿地方整備局から方針が出されました。これは長年、局が調査・検討した、そして世論の「建設・中止」という意見も聴取して、その結果「当面実施しない」と示しておられます。非常に勇気ある判断をされた、と思っております。

それで、ダムを建設するという理論、それからつくらないという理由、180度転換してありますが、内容を見て、その差異がどこにあるのかと判断に苦しみます。先日、社民党の福島党首が、「各党のマニフェストを見ているが、郵政民営化についての意見はカレーライスとライスカレーぐらいの差ではないか」とありましたが、ダムの理論も同じ程度と思われ、利水の需要の変化については産業構造が変わった、人口が衰退ぎみである、それと農業用水はあまり要らないことで、ダムは

不要とするならば、これは非常に筋の通る理由ではないでしょうか。それと、もともとダムはそんなに治水面で効果があることだったのかなとも思います。

今まで「建設促進、促進」と叫ばれてきました。今、谷さんがおっしゃったように、移転された大鳥居の皆さんの心情、あるいは関係してこられた田上の皆さん方のことはよく理解はできますけれども、まだここで同じように「建設促進、促進」と叫んでも「当面実施しない」という方針が変わるでしょうか。それで建設されるようになるでしょうか。

16年1月にこういう会がありまして、私はそのときに今中止対応計画を論ずるのはちょっと早過ぎると申しましたが、今こそ今後について条件闘争を考えるべきじゃないかと思います。そして、整備局もそういうことを望んでいるのではないのでしょうか。

整備局、委員会両方とも、川の問題につきましても関係者と調整し、計画内容を確定する、あるいは住民意見を聞くとなしております。整備局も今後治水、地域対策、道路は関係者と検討・調整するとなっておりますが、具体的手法は何も出ておりません。それともう一つ、局の方は意見を聞いて計画内容を確定するとなっております、これもこれ以上局としても述べるのは現段階では無理じゃないかと思われまます。

ですから、立ち退きが終わって建設条件が整ったときから工事の促進を今の如く声高に叫ばれていたら、もう今ごろダムは完成していたのではないだろうかと思えます。

中国のことわざで「百年河清を俟（ま）つ」というのがありますが、日本では「百年ダムをつくる」と、こういうふう置きかえられるでしょう。

それから、「ダムをつくりまます、つくりまます」と言って居ても何時までたっても完成しないのならば、それは初めからダムをつくら無いと同じことです。

ことしの1月30日にここで大戸川ダム工事事務所から第2回の説明会がありました。その後で私は「事務所が述べられたことは、今までおっしゃっていたこととどれだけ変わっているのか」「あなた方が訴えたいポイントはどういうことですか」「環境配慮はどういう点ですか」それからもう一つ「要る要らんは別にしてもお金のことはどうか」ということを質問したが、いまだに回答はありません。まあ、ちょっと回答しにくいのかなと思います。

次に、委員会の千代延委員が高時川を視察されて、その結果のレポートがございます。近畿地方整備局からも『高時川における治水対策の効果』というパンフレットも出ています。この両方を下敷きにしまして申し上げます。高時川は、ご案内のとおり、非常に天井川です。その沿岸に住んでいる人はいつも戦々恐々としている。いわゆる洪水になったらどうしようということです。ところが、滋賀県土木交通部の説明では、そういう洪水対策の一つとして河川敷内に民有地がある。そこ

で木・竹が生えているからそれを切ってくれと言っているが、所有者がなかなか応じてくれない。その所有者も同じように被害者になるだろうという運命共同体の一人なのに何で被害減少に消極的なかわからない。果たして洪水発生を全住民が挙げて一致協力して危険視しているのかという問題を提起されておられます。

大戸川でも初めから、先ほどのお話のとおり、賛成・反対いろいろあったと思います。今のところ一般論として国民は無関心です。この間も亀井静香さんがおっしゃってた「私が政調会長のときに公共土木事業を中止した」「その中に220のダムもあった」と述べられております。そのころ、こういう諮問会が「やっぱりダムの建設はやめよう」というふうに答申したと思っています。国民のほとんどはもうあんまり関心がない、無関心というふうに思います。これは私の推論でございます。

次に大津放水路に関連して申し上げます。

（ロケーション・内部を表示のスクリーンをポイントして説明）

これが瀬田川・琵琶湖。ここに名神高速が通っています。ここが音羽山系で、ここを水源として9本の川が名神、新幹線、JR、それから国道1号をくぐり、この辺一帯の大津市の住宅地を通りまして琵琶湖へ注いでおる。川上に大雨が降りますと、水を受けとめる森の貯水性がオーバーして9本の川に流れ込んで、水があふれ洪水被害が起こるといのでここへ人工の河川をつくりました。川をカットして放水路に入れて瀬田川に出す計画です。今1期分ができました。2期分はここですが、ここがちょうどインターチェンジの辺です、これがいつできるかまだまだわかりません。

これは放水路の中です。これは日本の土木工学・技術力の粋を結集した非常に優秀な製品です。ここへ人がいますので大体の大きさ等はわかっていただけでしょう。非常に緻密な彫刻製品のようなものです。しかし、これに流水する川の洪水被害はあまり発生しないのではないだろうか。この川の流域の住民から水害の発生をおもんばかるということを知ったことがありません。

それで、今現在1期工事ができて3本の川が入っています。2期工事で6本の川が入る予定なんです。ここのトンネルはもう水が入ってますので見ることはできません。住宅地の中に立派な大きな取水口ができています。これを見られたら規模的にわかると思います。これも例えですが、「鶏を割くにいづくんぞ牛刀を用いん」ということわざがあります、放水路は過大投資じゃないかと思っています。

この辺の水害発生と大戸川の水害発生とどちらがその対策の優先性は、行政判断では放水路方が先だったのです。もしこれだけのお金を大戸川に投入できていたらダムは完成されていたのではないかと思います。行政当局はこっちの方が必要だとしてやったわけですから、判断としましては大

戸川の洪水発生の危険度は低いから、「皆さん、安心せよ」というふうに行政は示しているんじゃないかと、思います。

あと1つありますが、時間が来たので失礼します。（拍手）

○川崎委員

どうもありがとうございました。それでは、続きまして、南部様、お願いいたします。

○意見発表者（南部政一）

先ほど紹介いただきました大戸川ダム対策協議会の南部でございます。私は当初からこの問題にかかわっておりましたのでもちろん賛成でございますし、このように今までの経過としてお願いしたいと、こういうことでございます。

大戸川ダム建設事業については、本来、淀川下流地域の洪水流量を調整するための上流ダム群の一つとして、また大阪府、京都府などの利水を調整するために国の直轄事業として昭和46年の淀川水系工事实施基本計画に位置づけされたものであります。話はもっと以前からあったわけでございます。昭和53年の実施計画の調査に着手して以来、平成元年に建設事業の採択、平成6年には大戸川ダム損失補償基準妥結調印を行いまして、平成10年の水没地の大鳥居地区移転完了を契機に、今日までつけ替え県道「大津信楽線」の工事の推進や水源地域整備計画にかかる各種事業を実施・協力してまいったわけでございます。

こうした中で、さきの淀川水系流域委員会の見直し意見に対する各種調査の結果を希望を抱きながら心待ちに要望を重ねてまいったところでございます。

ご承知のように、同ダムについては、下流地域の治水のため苦渋の選択をいただいた水没地域住民の大変なご理解を中心に、関連用地を提供いただいた地元住民の協力などにより円滑な事業推進が図られてきたものであります。去る7月1日に近畿地方整備局より大戸川ダムを初めとする淀川水系の5つのダムについての方針が発表されました。しかるに、今回の方針の内容はこうした今日までの長年積み上げられてきた住民との信頼関係を一挙に損なうものであり、また地元住民の期待を大きく裏切るものであり、到底承服できるものではありません。強く撤回を求めるものでございます。

次にこのダムの方針に関する意見を申し上げたいと思います。時間の関係もございますので少々省かせていただきます。

まず利水。大戸川ダムは、長年の経過、歴史等から利水、治水等の多目的ダムとして積み上げてきた計画樹立と認識いたしており、今回、下流域の一時的な利水の撤退方針等から利水ダムとして不要、治水ダムとしてはコスト面から割高等となることから「当面実施しない」位置づけをなされ

■住民と委員との意見交換会（大戸川ダム）（2005/8/22）議事録

たものであるが、当初計画から今日まで、利水面について、新規利水や工業利水等については、平成17年度の公表時から減傾向にあるものではなく、過年度から既に顕著な傾向は示されていたと考えるが、なぜ今見直しの論拠にされるのか、甚だ疑問であります。

次に治水。現在の宇治川、淀川、瀬田川、大戸川の流下能力や河川整備状況では水害等の災害対策は安全・安心ではないことから、大戸川ダムによる洪水調整能力は下流域を含み治水対策上必要と考えるが、治水対策にかかる各河川の整備状況と今後の河川整備計画についての報告と早急な策定を求めます。

大戸川は風化花崗岩等の流入がある地域であることから、河道の土砂堆積は幾多の箇所で見認められ、流量の確保にはしゅんせつや河川拡幅、河床の切り下げ工等が必要となることが考えられ、下流域においても河道改修等に一定の護岸整備等が必要と考えられる。にもかかわらず、大戸川治水対策としてダム以外の対策案の方がコストの観点から有利とされている。よって、治水ダムと河道改修等のダム以外の対策案のコスト比較データがあれば説明をお願いしたいと思います。

次に環境への影響。環境への影響については、災害等から人命・財産を守ることを最優先課題として、環境保全対策等は次善の策として取り組んでいただくことを申し上げておきます。

ちょっとまた後ほど申し上げたいと思いますが、時間の関係で。

最後に、長年こうしたダムの建設の問題に携わってまいりましたが、その間、28年、また57年の大きな災害で堤防が決壊をいたしております。こうしたことを考えますと、非常に先が案じられるというふうに思うわけでございます。大戸川ダムの建設事業に絡みまして大戸川の河川整備がなされていない現状から、同河川において昨年の集中豪雨による足羽川の河川決壊等と同様の被害が発生した場合はだれがどのように補償等をなされるのか。この機会に総合的・計画的な治水対策を求め、意見とさせていただきます。（拍手）

[意見交換]

○川崎委員

どうもありがとうございました。それでは、ちょっと時間が押しておりますが、急いで意見交換に移りたいと思います。非常にたくさんのご意見をいただいておりますので、ちょっと私の方から前の方にこのような形で簡単にまとめさせていただきました。

1つは、今発表していただいたご意見の中では、水質、自然環境というのがございました。ここは治水優先という問題。それから、反対のご意見では、地球温暖化だとか緑のダム論、環境共生型のダム論、水質の問題もありました。

それから、2番目の建設費用の問題はダムと代替案のコスト比較。しかも、河川整備内容がはっ

きりしてないのに一体どこでコスト比較ができるのか、論拠が明確ではないのではないかというご意見がありました。それから、赤字財政の中で建設費用は本当に大丈夫なのかというご指摘がありました。

それから、利水の問題につきましては、今利水の経年変化、徐々に需要が変化してきているにもかかわらずどうしてここで急に中止の根拠となるのかというご意見がありました。また、渇水対策の問題、流入計画の提示と保障についてもありました。それと、反対派のご意見の方では、需要減というのは非常に妥当であるというようなご意見をいただきました。

それから、治水の問題でござりますが、この件につきましては、対策案としまして別のダム以外の対策案が明確でないのではないかと。しかも、昨年福井の足羽川のような問題が起きたときなどのような補償が行われるのか、見通しとしてどうなのか、それから総合計画としてどうあるべきなのかというようなことを明確に示してもらいたいということでもございました。また、反対派のご意見の方では、植樹・伐採の問題。それと、人為的な水位操作が本当にダムで可能なのかどうか。安全性が保たれるのかどうか。

それから、5番目には計画性の問題でござります。これは、30年の経緯、着々とやってきた連続的な経緯の中で、不連続に突然中止になったのではないかと。このあたりはどういう理由なのか、信頼関係はどうなのか。また、反対派のご意見で、ダムの計画自身が官主導であるというようなことが述べられております。それと、明確な計画性。「国家百年」という言葉がございましたが、「国家百年」の思慮に立った計画が本当にできているのかどうかというご意見がございました。

それから、6番目は移転と住民の問題でござります。移転の決心という非常にご苦勞な経緯が述べられましたけれども、新たなる将来に向けての歴史・文化を継承した経済効果だとか地域の活性化というものを見通している前提で、それを代替にした移転の決心が行なわれたということでもございましたが、それについては今後どうなるのかという論点でした。

それから、7番の地域形成・活性化の問題。これも似たようなことかもしれませんが、ダム湖畔の公園整備計画だとか水源地対策特別措置法の問題、これが今度どうなるのか。また、反対派のご意見の方からは、観光というのは衰退するものであると。余り多く成功したものがないと。アメリカのダム撤去の問題もあるというようなことでもございました。

このような7つのポイントの中で意見交換をしていただきたいと思います。これに沿わなくても結構です。まず初めにご説明し足らなかったという点がございましたら、ぜひともお願いしたいと思います。いかがでしょうか。どなたからでも結構です。

よろしいですか。それでしたら、今度は委員の方からぜひとも。はい、今本先生、お願いします。

○今本委員

今本です。谷さんにお伺いします。この流域委員会は「ダムは原則として建設しない」という提言から一貫してダムに対しては厳しい態度をとり続けてきたんですけども、その中で一番つらかったのが、移転されたり、もう既にいろいろ被害をこうむっておられる方がおられるという現実です。これが白紙の状態から検討するんですけど、もっと、論理面といいますか、そういう面からだけで検討できるんですけど。既にもう大きな被害をこうむられて、それこそ何十年にわたる中で苦勞されて移転された。移転された後、これをやめたときに怒られるという心情はもう痛いほどわかるんです。しかし、「当面実施しない」というふうになったときに、どういうことを流域委員会は審議すべきでしょうか。

○意見発表者（谷 伊八）

私としましては、ただいま申しましたとおりに、集団移転を決断した状況はよく理解していただけたと思いますが、その中でもう既に多くの課題を残しながらの問題ですから。さっきも申しましたとおり、私どもの集落は1300年という古い歴史を持っておりますので、そういう歴史の中でこの決断をするまでには30有余年の長い間の積み重ねがありまして、住民の疎通が図れないという時代がありました。そういうような状況の中での決断ですから、私が思いますのは、それにはやっぱり残された方が先祖に対する報告、報いをせんとだめだと思えますから、そこらの方向は、私は今、ダムが中止だということは頭から思っておりませんから、その方向になれば方向で検討すればいいんですが、そこらを含んでご検討願いたいと、こういう心情です。

○川崎委員

今本先生、よろしいでしょうか。

○今本委員

はい。

○川崎委員

ご意見、いかがでしょうか。はい、田中先生、お願いいたします。

○田中委員

田中でございます。

私も各地のダム問題でゆれるいろいろな山村を回ってきた経験があるんですが、ダムが計画されてから、皆さんの苦勞というのは大変で、賛成される方も反対される方もその地域の中でさまざまな困難が生じてき、いろんな議論をやりながら最終的には結局受けざるを得ないと。そして、地域の崩壊、培ってきた文化・歴史、いろんなこともそれで崩壊してしまい、またご先祖のお墓も問題

になってくる。ダム計画から出てくる地域の崩壊というのは各地で本当につらい目をしてやっておられるというのが実態としてあるわけですね。

長年一生懸命努力してこられた結果、事業が引き延ばしされ、30年、40年費やしてきた長い年月の苦勞にもかかわらず、今回検討結果が出てしまったと。これについては地域の住民の方々へのあらかじめのいろんな話し合いだとか事情だとかそのときの変化とか、あるいは今回河川法が変わったいろんな状況、住民参加の話も踏まえて、もっともっと地域の人と話し合いをすべきではなかったかという事。これが問題とっております。

それで、じゃ今からどうするんだということになったときに行政管理者側はそれへのきちっとした対応を示すべきで、ご先祖に対しても報われるような何らかの形を、形あるものとして示すべきだと。それは河川整備であろうし、治水問題にしても環境問題にしても、十分クリアできるように地域の理解を得ながら推進されるべきと思います。

○川崎委員

いかがでしょうか、この点につきまして。南部さんは特によろしいでしょうか、この議論につきまして。

○意見発表者（南部政一）

先ほど余り細かいことを申し上げなかったわけですが、当初昭和40年ごろに、これの発端は28年の災害ということで、何とかしなければということで陳情も重ねてまいったと、こういう経緯があるわけでございます。それからいよいよ「河川改修をするのか、ダムを建設するのか」という案が出てまいったということで、いずれにいたしましても河川改修をやっていこうとすると現在の2倍、3倍の川幅が必要だというような話も出てまいったわけでございます。そうすると、その周辺の住宅や田畑、これをまた買い入れをしなければならないというようなことで最終的にはダムに落ちついたという経緯があるわけでございます。そのときに、「国が計画した事業に対しては、幾ら地元の方が反対をされても、土地収用等をかけても必ず実施いたします」と、ここまでの話を聞かせていただいております。

そういった中で起業者がそこまで話をしておきながら起業者の都合で「当面実施しない」ということは、今までの信頼関係といいますか、そうしたことについて本当に不信感を覚えるわけでございますが、どのように考えておられるのか本当に私たちはお聞きしたいと、このように思います。

○川崎委員

ありがとうございました。この点につきましては直接河川管理者へのご意見ということだと思います。委員会の方もいろんな議論をしておりますが、いかがでしょうか。寺川さん、お願いいたし

ます。

○寺川委員

確かに、今移転なさった方とか対策協議会の方のお話を聞いていると、非常に長年にわたってご苦勞いただいたということはよく伝わってくるわけです。

私も現在ははっきり言いまして、ダムはむしろつくらない方がいいという意見を持っているわけですが、ちょうどこういう計画がつけられてたころはダムは必要なものやということと同じように思っていたわけです。そういう状況の中で環境問題がこの半世紀ほどずっと問題になってきて、今琵琶湖の問題も非常に深刻な状況にあるんですけれども、そういう中で「ダムは一体どうなのだろう」ということを考え始めたら、ダムが引き起こす環境破壊には非常に取り返しのつかないものがあるということや、先ほども紹介がありましたけれども、日本だけじゃなくて世界的にも、むしろもうできているダムを壊してでも魚が上り下りできるような川を取り戻していかないといけないというような状況が生まれてきているということとか、それから各地のダムなんかを見たりしておりますと、ダムをつくった後は非常に水質が汚れるし、川が死んでしまうということから、もし治水の問題あるいは利水についてほかに可能ならダム以外を考えていく必要があるんじゃないかということから流域委員会に参加しまして議論を深めてきたわけです。さらに、総合的に見ますと、あまり詳しくはお話しできませんが、将来の日本の人口問題とか経済・財政問題等を考えると、このままダムをつくり続けていいのかということになったときに、ここははっきり決断していく必要があるということで流域委員会の意見というものにつながっていったと思うのです。

ですから、今後、当然、「当面実施せず」ということですので、これイコール中止ではないと我々も受けとめているわけです。したがって、冒頭に委員長が言われましたように、これから地元の方々のご意見とか、あるいは自治体の代表の意見等を踏まえて方針を決定していくということに当然なるわけですので、そこで今ご質問なり意見のあったところを十分お話しただいて、それで納得いく解決の方向を見つけていっていただきたいなと我々は思っているわけですし、その心情とかご苦勞については当然その立場にならないとわからない、その痛みというのは十分私も思うわけですけれども、どうかその辺のご理解もいただきながら一緒にいい川づくりとか、村づくり、21世紀になっているわけですが、過去の過ちを繰り返さないような決断をぜひともしていただきたいなと、こんなふう思っております。

○川崎委員

どうもありがとうございました。いかがでございましょうか。今、環境という視点が出ましたけれども、片淵さんの方からのご提案で緑のダムというのがございましたが、これはイメージとして

は環境共生型のダムということでしょうか、森林そのものを指すものでございますでしょうか。

○意見発表者（片淵ふさ子）

2年前でしたけれども、最初の段階で政治的などころから森林事業にお金が出る場合はヒノキ、杉のたぐいだったんです。最近では、補助金としてですけど、広葉樹にも出るようになったらしいんですけども、あの当時は花粉症がひどいにもかかわらず補助金対策は針葉樹だったというところですけども、とにかく保水力のある木を山に植えていただきたい。そして、ダムの水だけに限らずですけども、実のなるものを山に植えて猿とかイノシシとかに山へ帰っていただきたいというようなことで、その2つの願いを込めて書いたわけです。

○川崎委員

環境共生ということと技術をどうするかという理念は非常によくわかりますが、ただ、片や、工学技術の方で言われているのは、緑のダムというのは非常時の災害、治水計画で想定する災害には、保水力がないと。要するに、大洪水に対しては全く対応がきかないのではないかとということも言われています。それから、かん水作用に対する効果ですが、葉っぱから水が蒸散してしまうのでかえって水量を少なくするとか、いろんな問題点もあります。けれども、理念として、環境と治水をできるだけ共生するための方法論を目指していこうというご意見としてお伺いしてよろしいでしょうか。

○意見発表者（片淵ふさ子）

はい。今おっしゃった中に、例えばブナでしたら、大きな木が1本あると田んぼ1反分の保水力があると言われているぐらいでして、雨が降ったときにその水分を植物が吸ってくれて水を一時的に上の方にとどめといて、また徐々に徐々に地下水となっていくというところですよ。

○川崎委員

はい、わかりました。南部様、どうぞ。

○意見発表者（南部政一）

今、環境の問題が出ております。このことにつきましては、大戸川ダム建設にかかるもう以前に調査もされ、そして発表もされたということでございますので、現在またそういう話が出てまいっておりますし、その当時から思うと非常にこの建設に対する阻害をされておるような感じを受けるわけです。既にその当時、終わっておりますので。

○川崎委員

綾先生、何かございましたらお願いいたします。

○綾委員

私、河川の整備と河川の環境と両方やっているんですけども、谷さんがおっしゃられてましたよ

■住民と委員との意見交換会（大戸川ダム）（2005/8/22）議事録

うに、大鳥居の町自身が1300年の歴史を持って先祖からずっと受け継いできた歴史があるわけですね。それで、その奥に山紫水明の土地が、私も本当に表面だけですけど見せていただきましたけど、山村なわけですけども、やはりできることならば、そういう環境を未来にも残していきたいというのは、1300年を受け継いでこられた方のお気持ちだと思うんです。だから、ダムを仕方なく受け入れたといいますか、そういう形で何十年、30年とか40年近い歴史の中で企業者からの説得とかいろんなことがあったと思います。

ですけども、全くここで逆の立場で来られて、非常にご迷惑を感じられるというか、先ほど田中さんとかもおっしゃいましたけども、感情的といいますか、そういう意味では非常に精神的なバランスがもうとれないということになってもおかしくはないようなことだと思うんですけども、私自身が思いますのは、その1300年受け継いでこられたものをまた将来にそのまま子孫にも伝えることができるというようなお気持ちにもなっていていただきまして、もちろん大戸川自体の治水の問題とか今までのダム関連の事業の問題とか道路の問題とかございます。それは先ほどの淀川部会の話でも出てきましたけども、まだなかなか具体的な話とかになってないんですけども、ぜひそういった環境を未来にも受け継ぐという視点も考慮に入れていただきまして、もともとそういうお考えだったと思うんですけども、いま一度お考えいただきたいというのが私の意見でございます。

○川崎委員

それでしたら戸田委員、いかがでしょうか。何かご意見ございますでしょうか。

○戸田委員

いえ、ないです。

○川崎委員

よろしいでしょうか。

それでは、時間も押してまいっておりますので、この辺でこのフロアの意見交換会を一時とめさせていただきます。15分間の休憩に今から入りまして、スタートは4時からにしたいと思います。

冒頭をお願いいたしましたように、ピンク色の用紙にぜひともご意見を記入いただきまして、廊下を出たところの横に箱が置いてありますので、お入れ下さい。よろしく願いいたします。

それでは、休憩の方に移らせていただきます。

[午後 3時44分 休憩]

[午後 3時59分 再開]

○本多委員

皆さん、お待たせいたしました。おおむねお戻りになりましたでしょうか。2部の方を始めて

いきたいと思います。この後、天ヶ瀬の方のまた意見交換会がありますので、できるだけ手短に行きたいと思います。

それで、このアンケートといいますか、意見をお返しいただきました7名の方々からのご意見をいただきました。今の意見を集約してみますと、主に変更という問題につきましては、やはり郵政が民営されるかもしれないし、国鉄が民営化されたり、またいろんな利水が変わったりというふうにあるようなものがある可能性というのは必ずありますので。ただ、そのときにどういうふうに住民の合意をとりながらやっていくのかというようなことが問題になるかと思ひますし、また今までの先祖の人たちにどう報いるのかというような処理の問題ということも問題になるのではないかなというふうに思ひます。

その中で幾つか意見を紹介させていただきますと、これも議論には出てきましたが、やはり環境が大切なのか、それとも人命が大切なのか、この辺の議論をもう少し深めていただきたいというものもございました。それから、ダムがなかった場合の治水はこれで、今の代替案でいけるのかというようなものもございました。また、ダム変更後の住民の皆さんへの対応、これをしっかりとやっていく必要があるのではないかなというご意見もいただいております。それから、利水がなくなった現段階でダムをつくるとしたら、それは治水ダムになってしまいますよと、それよりは環境を修復した方がいいのではないかなというふうなご意見もございました。

あと、委員に対する意見もございました。もっとはっきりと主張があるのではありませんかと言ったださいというようなこともありました。これについては、今委員の皆さんに回覧をさせていただきました。

そこで、皆さんからもさらに、今いただいた方も含めて、先ほどの議論について発言者の皆さんや委員の人に聞いてみたい、もしくは自分の意見を述べてみたいという方もいらっしゃるかなと思ひます。少し時間ありませんが、できるだけ手短に発言を多くの方からいただきたいと思ひますので、挙手をして発言をしていただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。マイクをお願いできますか。お名前の方をよろしくお願ひいたします。

○傍聴者（山本）

水没のために移転をしました大鳥居町の山本と申します。

この大戸川ダムの問題につきまして私、若い青年の時代からずっと取り組んでまいりました。その事で非常にこの問題、関心も持っております、先ほどから言われているような結果が出たことに非常に残念に思っておるわけですが、先生方に一つお願ひを申し上げておきたいと思ひます。

と申しますのは、大戸川ダム基本協定締結以来、順調といたしますか、経過をしてまいりまして我々も移転をしたわけでございますが、その移転を終るか終わってないかという瀬戸際に、流域委員会の先生方のどうも建設を中止せえというようなお声が新聞紙上等で流されまして、だんだんと日がたつにつれて、その激しさが日に日に強くなってきたように我々は感じておったわけですが、先ほどから私ところの代表が申しあげましたように、30有余年間このダムの問題で地元民は非常に泣かされてきたわけです。

家族の中でお父さんと子供さんが対立をしたり、また隣同士でけんかをしたり、いろんな状態を含んで今日までの経過して来たわけでございますが、国のやる事業には楯を突いてもだめだというような話も再々聞かされてまいりました。大戸川ダム工事事務所の今日までおられた職員さんに一遍この前に並んでいただいて、経過のお話をお聞きしたいというように私は思っておるわけですが、30有余年の間に培ってきたいろんな対策が二、三年の間にひっくり返ると。ダムを当面、実施しないというような答えが出てきたということは、今はやっておりますおれおれ詐欺と全く同じことやないかなというように思っておるわけでございます。

とにかく、このダムを当面実施しないという結論が出たということは、多くの先生方の中間提言等が大きな原因にもなっておるように我々は思っておるわけでございます。したがって、最終提言がされる中で、このダムを当面実施しないという最終的な結論の中に、我々移転をした地域住民がどうしたらいいのかということのひとつ答申の中に具体的に組み入れていただきたいことをここで要望しておきます。

以上です。

○本多委員

ありがとうございます。

今の件につきまして、代表者委員の方もしくはその委員席に座っておられる方も含めまして、ご意見ございましたらお願いしたいと。

では、今本先生。

○今本委員

私どもは決して責任を逃げるわけじゃないんですけども、流域委員会というものは河川整備計画をつくる上で意見を言う立場で、決して決める立場にはありません。決められるのは河川管理者です。

もちろん、流域委員会がダムは原則として建設しないという提言をしましたときに、随分議論をしました。そのときに一番問題になりましたことは、既に犠牲になったことがある、ダム計画が発

表されると同時にその地域の崩壊という問題がある、それに対してどうするのかということが常に重くのしかかっていた。きょうも谷さんのお話を聞いて本当にそれをしみじみと感じた次第です。だからといって、一たん走り出した計画を変えない方がいいのか、変える方がいいのか、私どもは変える方がいいということでああいう提言をしたわけです。また意見書も出してきたわけです。

しかし、現に被害をこうむっておられる方がおられるわけです。その方たちへの配慮、私どもは決定する立場にはありませんが、当然意見を言わねばならないと覚悟しています。これからの私どもの活動を見守ってください。

○本多委員

ありがとうございます。

それでよろしいでしょうか。私たちも必ずそれは検討していきたいと思っています。

ほかにもフロアから。はい、済みません、どうぞ。マイクをお願いします。お名前をお願いいたします。

○傍聴者（藤田）

大津市の藤田です。私は3つ質問したいと思います。

1つは今本先生に対して質問したいと思います。これは直接きょうの話じゃないんですけども、つい先日猪名川部会でダムをつくるのは、自然流況が一番いいんだと、洪水時には攪乱を起こすのが一番いいのや、起こすために必要なんやと。それから濁水流量、だんだんゼロになる、水がゼロになってもいいんだというようなことをおっしゃられたんですけども、私は長年ダムに関係しておったものですから、ダムの目的というのは低水流量、洪水流量はできるだけ低減させる、濁水流量をゼロにしない、できるだけ上へ上げるというようなことで長年やってきた者ですけども、その私が長年、人から聞いたり自分が勉強してきたことと先生がおっしゃったこととは全く正反対なものですから、ちょっとお答えを願いたいと思います。

それから、片淵さんにお聞きしたいと思うんですけども。700兆円赤字があるのに何でダムをつくるんだというようなことをおっしゃられたんですけども、それは前に技監されておった大石さんが書いておられた本に大体6割なり7割ぐらいは赤字国債やと。赤字国債というのは、年金とか健康保険とかというようなもので、再び後年というか、後世の人が払わないといかんということなんですけども、その金というのは先に生きとった人が使った金、それを再度、後の人が払わないかんという性質のものです。それから建設国債というのがありますが、建設国債というのは後年の人も使えと。安全、安心なダムをつくったり、道路をつくったりする金は建設国債ということです。建設国債は生きた何というか、後から生まれた人も使える代物だと思うんですけども、それについて

て私はちょっと違うと思うのでその辺をお答えしてほしいと思います。

それから、緑のダムということをおっしゃったんですけども、緑のダムというのは幻だと思います。私は、立木山という山があるんですけども、そこに毎週土曜日とか日曜日、休みのときに登るんですけども、そのときに雨が降ったときに一時水が出るんですけども、そのときに思ったのは、しばらくのちょっとした雨やったら落ち葉で吸い込まれてしまいます。もうちょっと雨が降ったときにはどっと水が出てきます。そういうことを見ますと、落ち葉と地面との境目からどっと吹き出してくるわけです。

○本多委員

ありがとうございます。その件は今、川崎先生の方もおっしゃったと思いますよ。3つですね、質問を聞いてみたいと思います。

○傍聴者（藤田）

それからもう1つ。

○本多委員

4つですか。

○傍聴者（藤田）

これから私の意見なんですけども、私はダムをつくるのは賛成です。というのは、大戸川ダムで言ったら、過去100年置きぐらいに集落が移転しました。そういうことがあって、そういう集落が移転するということは大変なことです。そういうことがあって、最近でも28年8月出水のときには、土砂が田んぼに流入して3年ぐらい農作物がとれなかったということがあります。そういうことから考えると、一たん氾濫すると3年ぐらい作物がとれないという事態が発生します。そういうことがないようにダムというのは必要やと思います。

以上です。

○本多委員

ありがとうございます。

そしたら、今本先生の方からまず最初、お願いできますか。

○今本委員

ちょっと時間がないので簡単過ぎて申しわけないかもわかりませんが、まず最初の質問です。これは川とは何かということにつながってきます。つまり、川というのは洪水もあり渇水もあり、時には水が流れなく瀬切れも起こる。これが川です。

ただ、人間が住んでいく上には洪水があっては困るということで長年、それこそ人類の歴史始ま

って以来、苦勞してきたわけです。そういう意味で、私が猪名川部会で洪水も必要だというのは、たまには高水敷に乗る程度の中小規模の洪水というのは環境のためにはあった方がいいんじゃないかということです。

それから瀬切れに対しては、自然に起こる瀬切れに対してはいたしかたありません。しかし、人為的に起こしている瀬切れ。高時川の場合で言えば、高時川頭首工から全量を農業用の水としてとっているわけです。それが結果として瀬切れを起こしています。そういう事実があります。しかし、これも農業のために必要だからとる。しかし、本当に必要でないときは全量カットしなくていいんじゃないかというのが私が言いたかったことです。つまり、瀬切れをなくすためにダムをつくるということは理由にならない。結果として瀬切れがなくなるというのはあり得るでしょうけどもということです。

この問題は川に対する根本的なことですから、ちょっと短時間では言いかねる。この程度にさせておいてください。

○本多委員

ありがとうございます。

そうしましたら、片淵さんの方にも2つご意見がありました。建設国債は後世の人でも使えるものですということと、緑のダムのことについては川崎先生の方からもご意見ございましたけども、ダムとしての機能はないかもしれませんが、確かに環境としてはいいものかもしれません。この2つについてご意見がございましたらお願いします。

○意見発表者（片淵ふさ子）

700兆円の件ですけれども、7割が赤字国債。これは後世にまたつけが先送りされていくわけですし、建設国債についても後、この建てられたものについては管理費もろもろが要るわけですから、かなり出費が要るわけです。年々やはり後世の人が払っていかなければならないということを、多額なものを若い世代に押しつけるということが問題だと思うんです。今だけ、自分たちだけいいようなことを考えてはいけない、先の世代に借金を先送りすることは今の世代の本当にエゴにつながっていくと思っておりますので、それは控えていかなければならないと私は考えております。

そして、緑のダムについてですけれども、今現在ですけれども、先ほど申しましたように針葉樹がかなり多いです。針葉樹を例えば間伐しない場合は、本当に足元を見ていただいたらわかりますけれども、草が生えてないんです。その草がやはり生えてないことで保水力が木自体も少ないですし、山の持つ保水力がかなり減ってしまっているというのが現状だと思っております。ですから、雑木というんですか、雑草とそういう広葉樹も色とりどりに生えているという山を構築していくこ

とが必要だと思っております。

以上です。

○本多委員

ありがとうございます。

今おっしゃっていただいたのは、ほとんど環境倫理にかかわるようなことかと思います。今の世代の人にとってどうなのか、次の世代の人にとってどうなのか、今の生き物やほかのもの全部にとってどうなのかということだったと思います。

あと少し、時間がないので今のような行き来はちょっとできないかもしれませんので、でもこの自分の意見は言っておきたいというのがございましたら、とりあえず質疑ではなくて意見を述べていただけるという人、挙手をお願いします。ほかにはございませんか。お2人でよろしいですか。ほかよろしいですか。

では、済みません。前の方から順番に。お名前をお願いします。

○傍聴者（梅原）

宇治から参りました梅原と申します。

先ほどから大戸川流域の皆さんからのお話を聞かせていただきまして、私ども下流の宇治川、淀川の治水のために本当に重大な決断をしていただきました上流の皆さん方に感謝を申し上げたいと思います。

私も同じような、歴史は1300年もあるかどうかはわかりませんが、宇治の山の中に住んでいるんですが、みんなで助け合って生きています。ここの村の出身なんだという誇りが生きていく上での大きな支えになっているということがよく理解できます。それをつぶしてしまったという点では、これは重大な問題やったと痛感するしだいです。お話の中で「先祖に申しわけができない」とおっしゃってましたけれども、その根拠になっている「下流の治水のために私たちが犠牲になってもこれをやり遂げるんだ」というふうに思っていたいただいたこの中身がダム中止にあたって、どれだけ詰めがされているのかどうか、整備局の方針の中でも「今後治水の問題については滋賀県と協議していく」といった問題だけになっておりまして具体的に、私たちの天ヶ瀬ダムもそうですけども、そしたらこの流域で272mmの雨が降ったときに、 $2,800\text{m}^3/\text{s}$ の流量の雨が流れてくると。それを大戸川ダムと天ヶ瀬ダムで精査しても天ヶ瀬ダムで $1,200\text{m}^3/\text{s}$ 流すのが精いっぱいなんだといった中で、私たちもこの $1,200\text{m}^3/\text{s}$ をどう流すのかということいろいろ苦勞しているわけです。

その大戸川ダムの治水効果分について、どのように減じていけるのかどうかという事について、

例えば塔の島の問題につきましても先ほどもいろんな案が出されています。この大戸川ダムを当面中止するという事になれば、大戸川ダムの治水効果分について、総合治水という観点で流域委員会の皆さんもいろいろ考えていただいているということでしたので、例えばこんな案でその分を減じることができるんだということを私たち下流の者にも示していただく必要があるのではないかなと思います。

私たちも5月に大戸川の周辺、下流から上流まで調査見学しました。何とあの三重県近くのタラオカントリーの近くまで大戸川の流域であるということを知りました。また、流域には多数のゴルフ場が存在しており、こういう中で、私が素人判断で思った中でも実に流域の面積の1割近い面積をゴルフ場が占めているのではないかと。ここのところを遊水地などの活用をはかれば、かなり治水効果として使えるのではないかと思ったりしたわけです。大戸川周辺で洪水が起こったというのも、このゴルフ場の開発の時期と関係なかったのかどうか。こういった問題についても流域委員会の皆さん方は当然議論をし、その上でこの判断をされたのかどうか、そういう点についてもお示しいただきたいと思います。

○本多委員

ありがとうございました。

では、もう一人の方、お願いいたします。

○傍聴者（酒井）

遠くから寄せていただきました。京都の桂川流域の嵐山から来ました酒井です。

まず1つ、「緑のダム」の件なんですが、川崎委員もまだまだ全国的な議論として確立されていないような判断をされているようですが、「緑のダム」についてはまさに谷さんがおっしゃった、移転された先祖の時代はどうだったのか、よう考えてみてください。まさに「緑のダム」があったわけですよ。その辺の復元とか現状認識をしっかりいただきたいというふうに思います。

それともう1点。こういう経済的な効果とか、これは前回の会議のところでおっしゃったわけですが、こういう過去からの30年、40年の歴史の中で本当に流域委員会は、そこまで踏み込めて地元の方に説明責任を果たせたのか。近畿整備局大戸川ダム事務所のさつき職員に出てこいというような話もありましたが、一大戸川の職員、所長が出てきたって、近畿整備局が出てきたって、河川局の範囲でしか、テリトリーでしか物を言えんわけです。まさにこれは霞ヶ関が問題なわけです。観光資源、地域振興、国民にそういう甘い話を持ってきたから現状はこうなったと。

私はダム反対の立場で物を言います。最後にもう1つ。国債の話が出ました。今、水資源機構が抱えている借金は1兆円あるというふうに聞かされています。それはまさに郵政の民営化の話と符

■住民と委員との意見交換会（大戸川ダム）（2005/8/22）議事録

合するわけです。郵政の金が多少ストップがかかっているらしいですが、それが資金として運用されて、全くノーチェックの形で使い放題、全国のダム建設を推進している、九州の川辺川ダムしかり、八ツ場（やんば）ダムしかり、いろいろ問題になっている訴訟もこれから起こると思います。そういう時代背景があって変わっているわけですから、流域委員会ももう少し、いろいろお話を聞いていると訴訟になるような話がいっぱいあります。これは委員長、日弁連の方らしいですけど、その辺のところも含めて近畿整備局のやってきたことについてもう少し法的に争う、住民の方の言い分も聞きながら河川行政のテリトリーの中でやれる範囲はやると。あとは、霞ヶ関を追い込んでいくということしかないと思います。

以上です。ありがとうございました。

○本多委員

ありがとうございます。

緑のダムの議論も随分ありますが、なかなか洪水を調整するという機能はないですが、確かに保水力や環境というメリットはあるとは思いますが。

それで、きょうのご議論いただきまして、ダムが何で変更になったのか、地元の皆さんを抜きにして決まっていたんじゃないか。また逆に、ダムをつくろうというときには、周りの住民意見を反映することなく地元中心で進んでいってしまったんじゃないかというような住民合意形成のところに、やはり今後の課題が残ったのかなというふうに思います。

それできょう、普通でしたらこういうふう聞きまして争点がだんだん明らかになってきたんですが、いつも聞き放し、言い放しで終わってしまうところですが、まさにこのきょうの問題を解決していくために、あとどのような対応が必要なのか、どんなダム以外の代替案でいけるのかというようなことが今後の課題になってくるかと思います。これについて先ほど今本先生からも必ず私たちの方は議論していくというふうにお答えをいただいたところですので、これを今後の流域委員会の意見をまとめるに当たって参考にさせていただきたいと思います。

ちょっと時間をオーバーしてしまいましたが、これでこの大戸川ダムの意見交換会を終わらせていただきたいと思います。

最後に、委員会に対するアンケートがありますので、それにお答えをいただきたいと思います。

それと、よろしければ委員の方から何かご発言がありますか。よろしいですか。

では、これで終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それでは、大戸川ダムについての住民と委員との意見交換会は閉会させていただきます。ありが

ありがとうございました。

それで、当初の時間より30分程度おくれておりますので、ここで10分休憩を挟みまして、引き続きまして天ヶ瀬ダム再開発についての住民と委員との意見交換会を開催させていただきます。開催の時間が、10分ということで、35分からの開会にさせていただきます。

[午後 4時26分 閉会]